

ごみ集積施設の寄附受入に係る事務取扱要綱

(平成 24 年 6 月 26 日環境局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市一般廃棄物処理要領（平成 20 年 9 月 29 日環境局長決裁）で定める生活ごみ（粗大ごみを除く。）の集積施設（以下「ごみ集積施設」という。）に係る寄附に関し、仙台市開発指導要綱（平成 6 年 6 月 17 日仙台市告示第 363 号）及び公有財産事務取扱要領（昭和 58 年 3 月 11 日市長決裁。以下「公有財産要領」という。）に定める手続きのほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄附要件)

第 2 条 寄附の対象となるごみ集積施設は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。ただし、これらの要件を満たさないことについて特段の事由があるものと環境局長が認めた場合にはこの限りでない。

- (1) 本市、宮城県又は国で管理する道路に面していること
- (2) 仙台市開発指導要綱に関する技術基準（平成 15 年 7 月都市整備局長決裁）を満たしていること
- (3) 地積測量図等の公図により隣地との境界が確定していること
- (4) 損壊がないこと

(協議)

第 3 条 ごみ集積施設の寄附を行おうとする者は、寄附協議願書（別記様式第 1 号）を提出し、環境局長と協議しなければならない。この場合において、ごみ集積施設を新たに設置した上で寄附を行う場合には、ごみ集積施設の設置等に関する指導要綱（平成 11 年 4 月市長決裁）の規定による手続きを経なければならない。

2 前項の規定により協議を行おうとする者は、次の図書を環境局長に提出しなければならない。

- (1) 位置図及び区域図
- (2) 登記事項証明書
- (3) ごみ集積施設構造図（平面図、立面図、断面図その他必要な詳細図）
- (4) 地積測量図等隣地との境界が確認できる公図

3 協議当事者は、前 2 項の規定により協議が整った場合には、寄附協議書（別記様式第 2 号）を作成するものとする。ただし、開発指導要綱（平成 6 年 6 月 17 日仙台市告示第 363 号）による場合は当該要綱で規定する協議書により作成するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日改正）

1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この改正の施行の際現にあるこの改正による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。